令和６年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：　　阪南市

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	８９．３　％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	９２．６　％
全職員	８２．５　％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	１００．４　％
本庁課長相当職	９８．７　％
本庁課長代理・主幹相当職	９６．８　％
本庁主査相当職	１０７．４　％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	９１．５　％
３１～３５年	９４．５　％
２６～３０年	９５．４　％
２１～２５年	９７．７　％
１６～２０年	８７．１　％
１１～１５年	９３．７　％
６～１０年	７５．９　％
１～５年	８０．４　％

【説明欄】

・パートタイム会計年度任用職員のうち、健康保険対象外となる職員については、任用形態が多様であるため、集計の対象外としています。また、対象となる職員の週勤務時間／38.75時間から算出した人数としています。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。